

農林水産省就業体験実習実施要領

1 4 農 人 第 1 9 1 7 号
平成 1 5 年 1 月 3 1 日
農林水産省大臣官房秘書課長通知

一部改正	平成 1 6 年 2 月 1 6 日
一部改正	平成 1 8 年 1 1 月 2 2 日
一部改正	平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日
一部改正	平成 2 3 年 4 月 2 6 日
一部改正	平成 2 4 年 1 2 月 6 日
一部改正	平成 2 6 年 1 月 1 0 日
一部改正	平成 2 7 年 1 0 月 1 日
一部改正	平成 3 1 年 2 月 2 7 日
一部改正	令和 2 年 4 月 2 3 日
一部改正	令和 3 年 3 月 2 4 日
一部改正	令和 3 年 7 月 1 日
一部改正	令和 5 年 1 1 月 2 4 日

(趣旨)

第1 この要領は、大学（短期大学を含む。）、大学院その他の教育研修施設（以下「大学等」という。）の学生を対象として、農林水産省において就業体験実習（以下「実習」という。）を行う場合における当該実習の期間、実施方法、実習生の資格要件、募集方法、服務、その他必要な事項を定めるものである。

(実習の目的)

第2 本実習は、大学等の学生に広く農林水産業、農山漁村及び農林水産行政に対する理解を深めてもらうとともに、農林水産省における就業体験を通じて、学生の主体的な学習意欲を喚起して高い職業意識の育成を図り、自らの仕事に就くための能力を見極めることを目的とする。

(実習の実施機関)

第3 実習の実施機関は、農林水産本省の内局（大臣官房（統計部を除く。）、大臣官房統計部及び本省の局並びに農林水産技術会議事務局をいう。）及び外局（林野庁本庁及び水産庁本庁をいう。）（以下「本省」という。）、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、農林水産政策研究所、地方農政局、北海道農政事務所並びに森林管理局とする。

(実習の期間)

第4 実習の期間については、次のとおりとする。

- (1) 実習の期間は、原則として、毎年、2月から4月まで又は7月から9月までの5日間以上1か月間以下の期間とし、具体的な日程については、実習生を受入れる部

署の実情により実習実施機関の長が決定する。

- (2) 実習生は、実習が開始された日から実習が終了する3日前までの間、実習の期間の延長の申出を行うことができる。

(実習生の資格要件)

第5 実習生は、原則として大学等の学生であって、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。また、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、大学等の推薦は不要とする。

ただし、日本国籍を有さない者、正当な事由なくして大学等を休学している者は、実習生となることができない。

なお、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（文部科学省、厚生労働省、経済産業省 令和4年6月13日一部改正）にて整理された、大学等におけるインターンシップを始めとするキャリア形成支援に係る産学協働の取組みの趣旨に鑑み、実施する就業体験実習のうち、卒業・修了前年度ないし卒業・修了年度の大学・大学院等の学生を対象とするものを「インターンシップ」（タイプ3）、それ以外の学生・生徒を対象とするものを「キャリア実習」（タイプ2）と称することとする。

(実習生の募集及び決定等)

第6 実習生の募集及び決定等については、次のとおりとする。

- (1) 農林水産省は、インターネット等を通じて実習生を募集する。
- (2) 実習希望者は、大学等の就職担当部局等に申し出るものとする。
- (3) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生をとりまとめ、本省の実施分については大臣官房秘書課長に、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、農林水産政策研究所、地方農政局、北海道農政事務所及び森林管理局の実施分については各実習実施機関の長に提出する。
- (4) 農林水産省は、大学等の推薦に基づき、受入れる実習生を選考、決定し大学等に通知する。当該学生への結果の通知は各大学等において行う。ただし、実習を希望する学生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、実習実施機関の長は、当該実習を希望する学生に直接結果を通知するものとする。
- (5) 実習生は、実習開始前に服務規律等の遵守にかかる誓約をしなければならない。
- (6) 大学等の定める実習制度の適用上、当該大学等と覚書を交わす必要がある場合には、本実施要領及び別に定める実施細則の範囲内で、大臣官房秘書課長と各大学の総括責任者との間で覚書を交わすことができるものとする。

(実習の実施方法等)

第7 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 国家公務員法（昭和22年法律第120号。）第100条に基づき、実習の内容は、農林水産行政上漏えいすると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報（以下「秘密情報」という。）を扱うものとなってはならない。また、秘密情報に接し得る状況に実習生をおいてはならない。

- (2) 実習生個人毎に指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。
- (3) 指導員は、実習生に対する実習計画書を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。
- (4) 実習生は、指導員の助言のもとに当該課における補助的な行政事務に従事することとする。なお、原則として、実習実施期間の半分以上の日数を実地での就業体験に充てることとする（各課室等でテレワークが常態化している場合はテレワークを含む。）。
- (5) 実習生は、実習期間終了の後、実習内容に関する報告書を作成し、実習実施機関の長に提出することとする。

（評価のフィードバック）

第8 農林水産省は実習最終日に、実習期間中の評価について、実習生へ書面または口頭で伝達するものとする。

（実習生の服務等の取扱い）

第9 実習生の服務等の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 実習期間中、実習生は国家公務員としての身分は保有しないが、実習期間中における服務については、原則として農林水産省の職員の服務に準ずるものとし、また、指導員の指導・監督等に従わなければならない。
- (2) 実習生は、農林水産省における実習活動中に知り得た情報（公開されているものを除く。）の取扱いについては、指導員の指示に従わなければならない。実習終了後においても、同様とする。
- (3) 実習の欠務は正当な事由がある場合以外はこれを認めないこととする。やむを得ず欠務する場合は事前に指導員に申し出ることとする。なお、正当な事由による場合であっても、2日以上欠務した場合、実習を打ち切ることができるものとする。
- (4) 実習生としてふさわしくない行為があったときは、実習を打ち切ることができるものとする。
- (5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は、大学等で負うものとする。

（実習の打ち切りについて）

第10 実習の打ち切りについては、次のとおりとする。

- (1) 農林水産省は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大等を踏まえ、実習を継続することが適切でないと判断した場合及び第9（3）並びに（4）に該当する場合の外、実習生がこの実施要領に従わない場合その他実習を継続し難い事由が生じた場合は実習を打ち切ることができるものとする。
- (2) 農林水産省は、実習を打ち切った場合は速やかに実習生の所属大学等にその旨を通知するものとする。

（システムによる電子データへのアクセス）

第11 実習生の、システムによる電子データへのアクセスは、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習期間中、電子掲示板へは一切アクセスしてはならない。
- (2) 実習生は、実習期間中、各部局等ごとにアクセス権限が設定されている共有フォ

ルダへは、アクセスしてはならない。ただし、実習生は、実習生ごとに用意された作業用フォルダにアクセスすることができる。なお、各部局等の共有フォルダに保存されている電子データを作業用フォルダに複製・移送等する場合には、指導員の指導の下に行わなければならない。

(実習に係る費用負担)

第12 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生個人又は大学等の負担とする。また、農林水産省は実習生に対し、一切の手当を支給しない。

(実習中の事故等に伴う災害補償)

第13 実習中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

- (1) 大学等又は実習生は、原則として、学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険その他の傷害保険（以下「保険」という。）に加入しなければならない。
- (2) 実習生が実習期間中実習により傷害を負った場合は、実習生の加入する保険により補償する。
- (3) 実習生が農林水産省又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- (4) 上記（1）及び（2）に基づく保険の利用などに関する必要な手続きは、大学等が行うものとする。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合限り、当該実習生が保険の利用などに関する必要な手続きを行うことができる。

(実習成果の公表)

第14 実習生が実習の成果として論文等を外部へ発表する場合には、事前に実習実施機関の長の承認を受けなければならない。

(その他)

第15 この要領に定めのない事項であって、当該実習に必要な事項等については、次のとおりとする。

- (1) この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、本省の実施分については大臣官房秘書課において、植物防疫所、那覇植物防疫事務所、動物検疫所、農林水産政策研究所、地方農政局、北海道農政事務所及び森林管理局の実施分については各実習実施機関において別に定める。
- (2) この要領等に定めのない事項及びこの要領に関し疑義が生じた事項については、大臣官房秘書課、実習実施機関、大学等、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。
- (3) インターンシップを通じて取得した学生情報は、広報活動開始時期後に広報活動に、採用活動開始後に採用活動に使用することも可能とする。なお、博士後期課程学生については、政府による就職・採用活動に関する要請の対象外であるため、この限りではない。

第16 各実習実施機関の長が独自に実習を企画及び実施する場合には、当該実習実施機

関において、この要領を参考として、実習に関する規程を定めることができることとし、規程を定めた場合には、これを秘書課に報告するものとする。